

学校運営協議会の設置について

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、下記の高等学校に学校運営協議会を設置する。

1 設置する学校

県立妻高等学校（西都市）

2 主な同意理由

- 西都市内の小中学校との連携を深め、妻高等学校の魅力を高め、周知することにより地域に根ざした学校づくりを推進する。
- 総合的な探究の時間における課題解決学習において、地域の住民、行政、企業等との協働により、生徒考案のアイデア等の具現化を図るとともに、地域の将来を支える人材育成に努める。

3 設置する時期

令和 3 年 4 月 1 日